

## =お知らせ=

### 平成28年度第1回自動車整備技能登録試験の実施について

標記試験が下記のとおり実施されますので受付期間中にお申し込み下さい。

#### ◇実施種目

	学 科 試 験	実 技 試 験
試験の種類	<ul style="list-style-type: none"><li>・二級ガソリン自動車</li><li>・二級ジーゼル自動車</li><li>・二級二輪自動車</li><li>・三級自動車シャシ</li><li>・三級自動車ガソリン・エンジン</li><li>・三級自動車ジーゼル・エンジン</li><li>・自動車車体</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・二級ガソリン自動車</li><li>・三級自動車シャシ</li></ul>
受付期間	<b>8月1日（月）～8月5日（金）</b>	
試験日	平成28年10月 2日（日）	平成29年 1月15日（日）
試験会場	(一社)山梨県自動車整備振興会 研修センター	未定

※実技試験を受ける人は学科試験合格者のみ対象。

#### ◇受験資格 二級受験者は三級整備士合格後3年以上の実務経験者

三級受験者は1年以上の整備作業実務経験者

(注) 実務経験の短縮対象者

二級 大学機械科卒業者	1.5年
高校機械科卒業者	2.0年
三級 大学・高校機械科卒業者	0.5年

#### ◇申込時に持参するもの

①登録試験申請書（教育課窓口に用意してあります）

②受験手数料（用紙代等を含む）

	金額
学科試験	4,300円
実技試験	12,100円

※二級ガソリン自動車・三級自動車シャシ受験者の方へ※

・実技試験を続けて受験される場合は、学科試験合格後実技試験受験手数料を納付して頂きます。

③受験資格を証明する証書・証明書

- ・二級受験者は三級整備士の合格証書
- ・実務経験の短縮を受ける方は、卒業証書又は証明書等

④写真 1枚（縦6cm×4.5cm）

⑤印鑑

⑥はがき（受験者の住所、氏名を記入して下さい）2枚

※二級ガソリン自動車・三級自動車シャシ受験者の方へ※

・実技試験を続けて受験する場合は、学科試験合格後に実技試験用案内はがき2枚別途提出して頂きます。

## 自動車整備技能登録試験対応講座のお知らせ

平成28年度第1回自動車整備技能登録試験（平成28年10月2日（日）実施）を受験する者を対象とした標記講座を下記の日程等により行います。受講希望の方は、受付期間中にお申し込み下さい。

◇種 目 2級ガソリン自動車 3級自動車ガソリン・エンジン  
◇日 時

◆2級ガソリン自動車・3級自動車ガソリン・エンジン

第1日	9月 9日（金）	9:10～15:50
第2日	9月 13日（火）	9:10～15:50
第3日	9月 16日（金）	10:00～15:50

※受講希望人数が10人以下の時は開講しない場合もあります。

◇講習内容 過去に実施された検定・登録試験の問題をもとに、出題の傾向と対策を研究学習  
◇使用教材 当振興会で作成した問題及び過去に実施した検定・登録試験問題等  
※下記のテキストは、必ず各自で持参して下さい。

- ◆2級ガソリン自動車
  - ⇒ 2級ガソリンエンジン編 2級シャシ編 法令教材
- ◆3級自動車ガソリン・エンジン
  - ⇒ 3級ガソリンエンジン編 基礎自動車工学 法令教材

◇受 講 料 16,000円（資料代含む）  
◇受付期間 8月1日（月）～ 8月26日（金）  
◇申込方法 申込書は、振興会ホームページの会員ページ（振興会からのお知らせ）からダウンロードするか、教育課窓口に置いてあります。必要事項を記入の上、受講料を添えて教育課にお申込み下さい。

# スキャンツール補助事業の公募を開始します

平成28年度輸送機器の実使用時燃費改善事業費補助金（次世代型スキャンツール導入支援事業）の実施に必要な、スキャンツール本体の購入を行う自動車整備事業者に対し、購入経費の一部を補助するための公募を開始いたします。

## 公募対象者：

以下のいずれかを満たす自動車整備事業者のうち、パシフィックコンサルタンツ株式会社が公表する補助対象スキャンツールが配備されていない事業場（整備工場）がある事業者に限ります。

- ア. 自動車分解整備事業者** (道路運送車両法第78条)
- イ. 優良自動車整備事業者** (道路運送車両法第94条)

## 公募期間：

**平成28年7月1日（金）～7月29日（金）**

※申請の合計額が予算額に達した場合、公募期間内であっても公募は終了します。

## 補助の概要：

**一定要件を満たすスキャンツール本体の購入経費の一部**

※パソコンやプリンター等、周辺機器の購入経費を除く。

- ・**補助率 1/3、補助上限額 10万円**
- ・**1事業場につき1台限り**

※補助申請の合計額が予算額を超える場合には、採択された場合でも補助率や補助上限額を減額する場合があります。予めご了承下さい。



スキャンツールと故障診断作業

詳しくは…

**パソコン 補助**

→ パシフィックコンサルタンツ(株)特設ページ  
<http://pacific-hojo.jp>

問い合わせ先

 **パシフィックコンサルタンツ株式会社**

陸上輸送燃費改善事業事務局

TEL03-5280-9501（直通）

**検索**



パシフィックコンサルタンツ株式会社

陸上輸送燃費改善事業事務局

TEL03-5280-9501（直通）

## 未認証行為防止啓発について

国土交通省では、未認証事業者の排除に向けた取り組みの一環として、情報収集・調査等の一層の強化を図るため、毎年7月を強化月間として、未認証防止対策を推進しています。

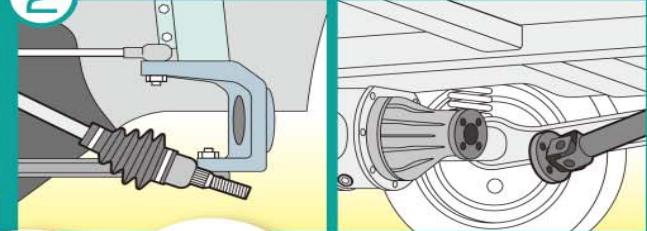
未認証に関する情報がありましたら、本誌11ページの情報提供用紙により、各支部長経由にて振興会にご連絡下さいますようお願いします。

分解整備となる  
主な作業例

1 原動機(エンジン脱着)



2 動力伝達装置(ドライブシャフト、プロペラシャフト脱着)



# 未認証行為は、法律違反です!!

7月  
未認証防止  
対策強化  
月間

分解整備を行う場合は、認証を取得しましょう。

3

走行装置(ロアアーム脱着)

4

かじ取り装置(タイロッドエンド脱着)

分解整備となる  
主な作業例

5

制動装置(ディスクキャリパ、ブレーキドラムの取り外し)

6

緩衝装置(リーフスプリング脱着)



未認証行為は、道路運送車両法違反となります。

未認証行為とは、国土交通省地方運輸局長(沖縄は総合事務局長)の道路運送車両法第七十八条の規定に基づく認証を受けずに、業として自動車の分解整備を行う行為です。違反すると罰金が科せられる場合があります。

### ●道路運送車両法

第七十八条(認証)

自動車分解整備事業を經營しようとする者は、自動車分解整備事業の種類及び分解整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならない。

第一百九条(罰則)

次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。(九)第七十八条第一項の規定による認証を受けないで自動車分解整備事業を經營した者

国土交通省／(一社)日本自動車整備振興会連合会



055-263-4420

未認証行為(ユーザー代行等)に関する情報提供用紙  
(わかる範囲で記入して下さい)

報告者	報告日		TEL	
	支部名		FAX	
	工場名			

氏名及び名称		TEL		
住 所				
作業実施者名		実施日		
作 業・場 所		時間	午前・午後	時 分
車両番号		車名		色
分解整備作業箇所に○印を入れて下さい	(1) 原動機 (2) クラッチ、トランスミッション、プロペラ・シャフト デファレンシャル (3) フロント・アクスル、前輪独立懸架装置 リア・アクスルシャフト (4) かじ取り装置のギヤ・ボックス、リンク装置の連結部 かじ取りホーク (5) マスター・シリンダー、バルブ類、ホース、パイプ 倍力装置、ブレーキ・チャンバー、ブレーキ・ドラム ディスクブレーキのキャリパー (6) 緩衝装置のシャシばね (7) 連結装置			
作業内容を具体的に記入して下さい				

# 自動車技術総合機構からのお知らせ

直前及び側方の視界を確保するための鏡又はカメラについて、  
検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、  
次に掲げる例によるもの及びこれらに類するものは、

## 保安基準に適合しません

### ■保安基準に適合しないものの例

- (1) 粘着テープ類（自動車用部品の取付けを目的として設計・製作されたものを除く。）、ロープ類又は針金類により取付けられているもの
- (2) 挿込み又は差込みによる取付け等、工具を用いずに容易に取外すことのできる方法により取付けられているもの
- (3) 扉、窓ガラス等の開閉により脱落する又はそのおそれがある方法により取付けられているもの
- (4) 取付部が吸盤形状であることが外観上明らかなもの
- (5) 貼付けられたシート等の上に接着固定等されているもの
- (6) 手指で搖する、取付部が浮き上がらないかどうかめくろうとする等により確認した結果、取付部の一部が車体から離脱するものの、緩み又はがたがあるもの
- (7) 当該装置を取付けた状態のまま、自動車登録番号標又は車両番号標の取付取外しができないもの
- (8) 延長器具を介して取付けられているもの（溶接又はリベットにより結合され取外すことができないもの及び原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車に取付けられているものを除く。）
- (9) カメラの配線（配線の周囲の保護部材等を含む。）が、バンパ及び後写鏡等を含む自動車の外側表面上に確認できるもの。ただし、次に掲げる配線部分はこれに該当しないものとする。
  - ア 溶接又はリベットにより確実に取付けられていることが明らかなカメラにあっては、当該カメラを取付けるための必要最小限の配線部分
  - イ ボルト・ナット又はねじにより確実に取付けられていることが明らかなカメラにあっては、(ア)又は(1)に掲げるもの
    - (ア) 当該カメラを取付けるための必要最小限のものであって長さが30mm未満の配線部分
    - (1) バンパを除く自動車の下面に固定された必要最小限の配線部分



粘着テープによる取付



取付部が吸盤形状



シート上の接着固定



延長器具を介した取付



延長器具を介した取付



※ドアミラー

カメラの配線露出

※ 詳細については、当機構のホームページに掲載している  
審査事務規程4-4、7-100、8-100をご参照ください。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。



独立行政法人  
**自動車技術総合機構**

National Agency for Automobile and Land Transport Technology

## 「トレーラのブレーキ引き摺りによる火災の注意喚起」に関する プレスリリースについて

トレーラの火災は、そのほとんどがブレーキに関するものであり、3年間で82件ものブレーキ引き摺りによる火災が報告されていることから、国土交通省では、ブレーキ引き摺りによる火災を未然に防止するための注意事項をまとめるとともにドライバーと整備担当者のための啓発ビデオを公開した旨のプレスリリースを行いましたので、お知らせ致します。

このような火災事故を回避するためにも、トレーラのメーカー指定点検・整備項目の確実な実施を行うようお願い致します。

### 国土交通省ホームページ

◎トレーラのブレーキ引き摺りによる火災にご注意！

～ドライバーと整備担当者のための啓発ビデオを公開しました～

[http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha08\\_hh\\_002309.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha08_hh_002309.html)

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成28年6月23日  
自動車局審査・リコール課  
整備課

トレーラのブレーキ引き摺りによる火災にご注意！

～ドライバーと整備担当者のための啓発ビデオを公開しました～

トレーラが路上で火災となった際には、命の危険だけではなく、物流の停滞など社会インフラに大きな影響を与えます。トレーラの火災は、そのほとんどがブレーキに関するものであり、3年間で82件ものブレーキ引き摺りによる火災が報告されているため、国土交通省では、検証実験を行うとともに、火災を未然に防止するための注意事項をまとめました。

### トレーラ火災の未然防止に関する注意事項

- 日常点検を確実に行うこと。特に、スプリング・ブレーキ・チャンバの不良(エア漏れ、戻り不良、内部のスプリングの錆や損傷)及びリレー・エマージェンシ・バルブの不良(ゴミや冬期における水分の凍結等でバルブが詰まることによるピストンの固着)に注意すること。
- 劣化するゴム部品等の定期交換を行うなど、トレーラ製作者の整備要領等に従って、点検整備を確実に行うこと。
- 運行する前には駐車ブレーキが確実に解除されていることを確認すること。  
※ トレーラのブレーキの引き摺りは、運転中に感知することが困難であることから、火災の未然防止が重要です。  
※ 万が一、火災が発生してしまった際には、速やかに路肩などに停車し、安全な場所に待避の上、被害を最小限とするよう努めて下さい。走行中火の手が見えなくても、停車後すぐに発火することがあり、発火した場合には、速やかに消防機関にご連絡ください。

また、ドライバーと整備担当者のための啓発ビデオを制作し、公開しましたので、ご活用ください。

＜啓発ビデオの公開ページへのリンク＞

- 国土交通省自動車局審査・リコール課 YouTube 公式アカウント  
<https://www.youtube.com/channel/UCwFJ6KstdbqM9P9182lu2g>  
※ 自動車のリコール・不具合情報ウェブサイト (<http://www.mlit.go.jp/RJ>) のトップページにリンクを掲載しています。



トレーラ火災の原因と防止について

＜注意喚起の掲載ページへのリンク＞

- トレーラのブレーキ引き摺りによる火災にご注意！(自動車のリコール・不具合情報ウェブサイト内)  
[http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/carsafety\\_sub/carsafety020.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/carsafety_sub/carsafety020.html)

問い合わせ先: 国土交通省自動車局審査・リコール課

田中、塚田

代表: 03-5253-8111(内線)42352、42363

直通: 03-5253-8597、FAX: 03-5253-1640

## 回送運行許可の台数要件の緩和について

平成27年3月30日、道路運送車両法施行規則が改正され、回送運行許可を受けられる者として自動車の分解整備を業とする者が追加されました。

平成28年6月1日より、「自動車の回送運行の許可事務等の取扱要領」の一部改正が行われ、自動車分解整備事業者への回送運行許可基準の台数要件の緩和（車検台数基準、直前6ヶ月間において月平均20台以上の試行的撤廃）が施行されましたので、お知らせ致します。



### 自動車分解整備事業者への回送運行許可の台数要件の緩和

#### 現行の台数要件

許可実績：約1,100事業者（平成28年3月末現在）

##### 車検台数

- 車検台数が月平均20台以上  
(直前6ヶ月)

##### 臨時運行許可台数

- 臨時運行許可に基づく運行実績が7台以上  
(直前1年間)

かつ

#### 台数要件の緩和

#### ○車検台数基準の試行的撤廃（平成28年6月1日より1年6ヶ月間）

##### 臨時運行許可台数のみ

- 臨時運行許可に基づく運行実績が7台※以上（直前1年間）

##### ※その他の緩和

- ・臨時運行許可のほか、車載車・陸送事業者による輸送実績でもよい。
- ・協業組合又は協同組合の場合には組合員の実績の合算でもよい。

一方、回送運行許可は、運行要件（検査・登録）を満たしてなくとも、特例的に運行できる制度。回送運行許可が運行要件を満たさない自動車の不正運行に使用されないよう、適正な運用を確保する必要。

#### 今後の方針

○試行期間内に受ける回送運行許可に期限を付し、有効期間を一律に平成29年11月末日までに設定。

○その間に監査を通じて回送運行の実績や回送運行許可番号標の管理状況等を検証。

○検証結果を踏まえ回送運行許可の要件緩和の妥当性等を判断し、平成29年12月に新たな許可基準を施行。

施行日 平成28年6月1日

## 中古エアバッグ類の取扱いに関する注意喚起について

使用済自動車のエアバッグ類は、その特殊性から自動車メーカー等に引き渡すことが義務づけられており、これを再販売することは法律上禁止されておりますが、近年、自動車から取り外したエアバッグ類をネットオークション等で再販売されるといった事案が見受けられます。

中古エアバッグ類については異常作動する可能性があり、自動車ユーザーへの注意喚起が必要なことから、今般、経済産業省より当会に中古エアバッグ類の取扱いに関する注意喚起チラシデータの提供がありましたので、周知いただきますようお願い致します。

### 中古エアバッグ類は正常な 作動が保証されません！

自動車から取り外したエアバッグ類をネットオークション等から入手し、他の自動車へ取り付けた場合、メーカーは正常な作動を保証していません。



都道府県から許可を受けた解体業者は、自動車リサイクル法に従い使用済自動車から有用な自動車部品等の取り外しを行っています。

一方、使用済自動車のエアバッグ類は、その特殊性から自動車メーカー等に引き渡すことが義務づけられており、これを再販売することは法律上禁止されています。

エアバッグ類の処理にお困りの場合は、  
(一社) 自動車再資源化協力機構  
TEL:03-5405-6150 / E-mail: [info@jarp.org](mailto:info@jarp.org)  
にご相談ください。

経済産業省・(一社) 自動車再資源化協力機構

## 平成28年度「夏の交通事故防止県民運動」実施要項

平成28年7月21日（木）から8月20日（土）までの31日間「夏の交通事故防止県民運動」が実施されます。つきましては、各事業所におかれましても交通事故防止の徹底が図られますようご協力をお願いいたします。

### 期間

平成28年7月21日（木）～8月20日（土）

### 交通事故防止県民運動の目的・重点

#### 1. 運動の目的

児童、生徒等の夏休みと夏の行楽シーズンが重なる夏期において、交通事故の多発や暴走族の活動の活発化が懸念されるため、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を促し、交通事故の防止を図る

#### 2. 運動の重点目標

- (1) 高齢者と子供の事故防止
- (2) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- (3) 飲酒運転の根絶
- (4) 二輪車の交通事故防止
- (5) 自転車の安全利用の推進

## 今月の配布物について

### ① 「衝突安全性能評価」「予防安全性能評価」の配布について

独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）では、国土交通省の指導のもと、自動車ユーザーに安全意識を高め、より安全な自動車の普及を図るため、自動車アセスメント情報を公表しております。

本年度におきましても、当会に「衝突安全性能評価」及び「予防安全性能評価」が届きましたので、配布します。

・パンフレット 各工場1冊ずつ ・チラシ 各工場1枚



## 車検・点検案内はがき「お楽しみくじ」6月分当選発表

事業場	認証	支部	事業場	認証	支部
有泉自動車工場	788	甲府東	山梨機械整備工業所	588	南アルプス南
青柳自動車工業所	16	甲府西	名孰モータース	774	南アルプス北
サトー自動車	1019	甲府西	(有) 田富自動車工業	712	市川
(株) キリン自動車	411	甲府南	(株) 稲葉工業	63	南巨摩南
(有) 塩部モータース	189	甲府北	(株) 関東リース興業	12	東八
末木モータース	431	峡北	古屋モータース	512	東八
藤原モータース	724	峡北	米山自動車工場	629	東八
内藤自工	839	峡北	小宮山モータース	707	東八
下井出整備工場	1035	峡北	荻本自動車整備工場	1036	日下部
(株)久保田自動車整備工場	776	韋崎	原自動車整備工場	510	塩山
樽林モータース	834	韋崎	町田自動車商会	692	塩山
ボディーショップフカサワ	986	韋崎	東信自動車整備工場	314	岳麓
清水自動車工業	1052	韋崎	半田自動車整備工場	942	岳麓
井上モータース	355	南アルプス南	宝興自動車整備	1008	大月
オートサービス三金	559	南アルプス南	杉林モータース	786	都留

### 【訃 報】

(市川支部 8-1263)

ケーアンドカーズ

代表者 長田 和士 様

ご尊父 長田 俊彦 様(72歳)

6月29日ご逝去